

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等の概要

I 背景

平成 29 年 5 月 22 日から 6 月 1 日にかけて中国・北京にて開催された第 40 回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更及び南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の改正が行われた。

これを国内制度上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。）の一部を改正するとともに、規定の適正化の観点から同施行規則の一部及び南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第 5 下欄に規定する環境大臣が定める種を定める件（平成 18 年 9 月 21 日号外環境省告示第 129 号。以下「告示」という。）の一部を改正するもの。

II 概要

1. 南極特別保護地区の区域の変更（施行規則第 1 条関係）

1 つの南極特別保護地区（第 40）の区域を変更する。

2. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第 12 条（別表第 6）関係）

以下（1）及び（2）の南極特別保護地区について、認められる活動要件を追加又は一部変更する。

（1）第 40 南極特別保護地区

- ・当該地区内における立入り制限区域を設置
- ・当該地区内での船内機又は船外機付きのボートの使用を禁止

（2）第 65 南極特別保護地区

- ・当該地区内での廃棄物の処分を禁止

3. 学名の表記の変更（施行規則第 6 条（別表第 2）、第 7 条（別表第 3）、第 11 条（別表第 5）、第 12 条（別表第 6）、第 20 条及び告示関係）

学名の表記をカタカナからアルファベットに変更するなど、種の名称の掲載方法等を変更する。